

製造請負優良事業者認定制度 申請手数料に関する規定

平成29年5月30日制定

製造請負事業改善推進協議会 認証委員会

製造請負優良適正事業者認定制度運営要領 第5の4の手数料について、以下のとおり定める。

指定審査機関は審査及び認定等にかかる実費相当額の範囲で、認証委員会に届出の上、申請者に対して手数料を請求することができる。手数料の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 指定審査機関は、手数料の額について認証委員会にあらかじめ届け出の上、申請受付の開始までにその手数料の額を公表しなければならない。なお、「実費相当額」には、審査に必要となる交通費を含むものとする。
- (2) 指定審査機関は当該手数料以外のいかなる料金も申請者に対して求めることはできない。
- (3) 指定審査機関は、手数料の額を変更する場合には、あらかじめ認証委員会に届け出るとともに、その理由を明らかにしなければならない。なお、届出前に受け付けた申請に関する手数料について、追加徴収することはできない。
- (4) 指定審査機関は、申請者が自己の都合により申請を取り下げる場合又は申請者の責により申請を却下された場合には、既に納付された手数料は返還しない。
- (5) 指定審査機関は、製造請負優良適正事業者認定証（以下、「認定証」という）を交付するまでの間に、指定審査機関の指定を取り消されるなど指定審査機関でなくなった場合、指定審査機関が自己の都合により審査を中止する場合又は指定審査機関の責により審査が無効となった場合には、既に納付されている手数料を申請者に返還しなければならない。
- (6) 手数料の取扱いについては、申請者と指定審査機関が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

(附則)

- (7) この規定は、平成29年6月1日から施行する。

(以上)